

令和2年度入校選考試験実施要領

(鳥取県立産業人材育成センター)

令和2年度入校選考試験実施要領

鳥取県立産業人材育成センター

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県立産業人材育成センター規則（以下「センター規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の普通課程（委託訓練を除く。）の令和2年度入校生に係る入校選考試験に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 応募資格

1 訓練科別の応募資格

訓練科別の応募資格は下表のとおりとする。

| 設置校 | 訓練科 | 訓練期間 | 応募資格 |
|-----|------------|------|--|
| 倉吉校 | ものづくり情報技術科 | 2年 | 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）を卒業した者若しくは卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| | 土木システム科 | 1年 | |
| | 木造建築科 | 1年 | |
| 米子校 | 自動車整備科 | 2年 | 高等学校等を卒業した者若しくは卒業する見込みの者又は学校教育法第90条第1項及び学校教育法施行規則第150条各号の1に該当する者 |
| | 設計・インテリア科 | 1年 | 高等学校等を卒業した者若しくは卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| | デザイン科 | 1年 | |

2 募集時期別の応募対象者

募集時期別の応募対象者は下表のとおりとする。

| 募集時期 | 応募対象者 |
|-------|--------------------------------------|
| 第1次募集 | 令和元年度に学校教育法による高等学校等を卒業した者及び卒業する見込みの者 |
| 第2次募集 | 令和2年4月1日現在、年齢18歳以上の者 |

なお、第3次以降の募集を行う場合の応募対象者は、第2次募集と同様とする。

第3 募集定員

募集定員は下表のとおりとする。

| 設置校 | 訓練科 | 募集定員 |
|-----|------------|------|
| 倉吉校 | ものづくり情報技術科 | 20人 |
| | 土木システム科 | 10人 |
| | 木造建築科 | 10人 |
| 米子校 | 自動車整備科 | 25人 |
| | 設計・インテリア科 | 20人 |
| | デザイン科 | 20人 |

第4 実施時期

募集人数及び募集期間、入校選考試験、合格発表の時期は下表のとおりとする。

| 募集時期 | 募集人数 | 募集期間 | 入校選考試験 | 合格発表 |
|-------|---|-----------------------------|-------------------|-------------------|
| 第1次募集 | 各科定員の 8割の数 | 令和元年10月1日(火) から10月31日(木) | 令和元年 11月15日(金) | 令和元年 11月22日(金) |
| 第2次募集 | 募集定員から 第1次入校選考 試験による入校 予定者数を除い た数 | 令和2年1月6日(月) から1月31日(金) | 令和2年 2月10日(月) | 令和2年 2月14日(金) |

なお、第3次以降の募集を行う場合には、別途、鳥取県立産業人材育成センター所長（以下「所長」という。）が定めるものとする。

第5 応募手続き

入校しようとする者（以下「入校志願者」という）は下記書類を、入校しようとする科の設置校に提出しなければならない。応募は、一人1訓練科に限る。

- ①入校願書（センター規則第6条に規定する様式）に必要事項を記入の上、入校選考手数料として2,200円に相当する額の鳥取県収入証紙を貼付したもの。
ただし、入校選考手数料は鳥取県収入証紙の貼付に代え、提出する校の窓口で現金納付することもできる。
- ②令和元年度に高等学校等を卒業した者及び卒業する見込みの者においては、高等学校等の長が作成した調査書
- ③受験票の返信先の宛名を記入し、84円切手を貼付した封筒（長形3号23.5cm×12cm程度のもの）
- ④自動車整備科については、高等学校等の長が発行した卒業証明書（②の調査書を提出する場合は不要）

第6 入校者の選考

1 選考方法

入校志願者に対して、入校選考試験として「学科試験」及び「面接試験」を行う。

2 学科試験

「学科試験」の科目は数学及び国語とする。

3 面接試験

「面接試験」は個別面接又は集団面接とする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、入校選考試験に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月16日から施行する。

附則

この要領は、令和元年9月13日から施行する。